熊本県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ防除用	使用量 合計
22	フィプロニル			4.8E-1	2.7E+1	27.4
64	エトフェンプロックス	2.7E+1	1.8E+1	7.0E+0	2.1E+1	73.2
117	テブコナゾール				2.1E+0	2.1
139	トラロメトリン			6.7E+0	1.6E+0	8.3
140	フェンプロパトリン			3.2E+0		3.2
153	テトラメトリン	2.9E+2	1.0E+1	2.6E+2	8.2E-2	562.5
181	ジクロロベンゼン	6.2E+2	2.8E+2			894.2
225	トリクロルホン		9.5E+0			9.5
248	ダイアジノン		1.0E+0			1.0
251	フェニトロチオン		2.5E+2	4.0E+0		254.1
252	フェンチオン	6.4E+0	9.2E+1	6.4E+0		104.6
256	デカン酸				3.1E+0	3.1
350	ペルメトリン	3.6E+1	5.1E+1	2.2E+1	4.4E+1	152.7
405	ほう素化合物		1.0E-1	6.1E+1	9.7E−1	61.6
427	カルバリル			2.3E+2		229.0
428	フェノブカルブ			1.5E+2	1.2E+2	266.7
457	ジクロルボス	1.3E+2	9.0E+2			1,034.9
	合 計	1.1E+3	1.6E+3	7.5E+2	2.2E+2	3688.1

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等